

令和3年10月1日以降の学生による研究活動等の実施について

リスク管理室会議

10月1日（金）～10月15日（金）の期間は遠隔授業を実施することとなりました。これに伴い、10月1日（金）～10月17日（日）は学生の登校を制限して、学内（図書館等の附属施設を含む）における新型コロナウイルス感染防止を徹底することとします。ただし、卒業研究・特別研究等の継続を図るため、下記の対策を順守する場合には学生による研究活動を認めることとします。

1. 研究活動等を行うために登校することのできる学生は、専攻科2年生・専攻科1年生・本科5年生・本科4年生のみとします。
2. 指導教員は学科長等の了承を得た上で、活動開始の7日前までにリスク管理室に書面をもって届け出てください。
3. 学生が学内において研究活動等を行っている間は、指導教員は必ず学内において指導・監督にあたってください。
4. 実験室など、研究活動等を実施する場所においては、全員がマスクを着用したうえで換気を行うなど、感染防止対策を徹底してください。
5. 事務手続き等で学生課を訪れる場合を除き、可能な限り学生は講義A棟および管理棟には立ち入らないでください。
6. 学生各人が研究活動等のため学内に滞在できる時間は1日に4時間以内とし、午前または午後に集中的に活動等を実施してください。なお学生は、平日は18時、土曜日・日曜日は12時までにはすべてを完了して、学内から退去してください。
7. 活動中は食事をはじめとした飲食を控えてください。（水分補給程度は可）
8. 研究活動等を行うことができるのは平日の午後、および土曜日・日曜日の午前中とします。

上記の条件に沿わない場合の活動で、必要性・緊急性が高いものについては、リスク管理室会議に許可を申請してください。

なお、この取り決めは令和3年10月17日までとし、その後の研究活動等については、改めて検討することとします。

以上